

「小平3・2・8号線整備に伴う玉川上水架橋部検討委員会」設置要綱

(目的)

第1条 小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線と交差する玉川上水は、平成15年に国の史跡として指定されており、橋梁の新設にあたっては、文化財保護法に基づき文化庁から史跡の現状変更許可を受けなければならない。

そのため、今後、東京都が作成する現状変更説明資料の原案となる史跡の価値と共存を図ること等を勘案した橋梁の整備の方向性について助言や意見を受けることを目的とし、学識経験者等で構成される「小平3・2・8号線整備に伴う玉川上水架橋部検討委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 橋梁の基本構造諸元
- (2) 史跡の価値の向上を図るための貢献
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、学識経験者及び行政職(別表)で構成する。

- 2 オブザーバー(別表)は、委員会に参加し、意見を述べることができる。
- 3 委員長は、学識経験者委員の中から互選する。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(オンラインによる会議)

第5条 効率的な委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。)を活用した会議を開催することができる。

(委員会)

第6条 委員会は、非公開とする。

2 委員会資料及び議事概要は原則公表する。ただし、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合、又はその他正当な理由があると委員長が認めるときは、全部又は一部を非公表とすることができます。委員会資料の公表時期は、本目的の関係上、現状変更許可がなされた後とする。

(委員会の開催の周知)

第7条 委員会の開催については、北多摩北部建設事務所のHPで周知する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員及びオブザーバーは、委員会により知り得た情報を現状変更許可がなされるまでの間、開示又は第三者に提供してはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、東京都北多摩北部建設事務所工事第一課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

(附 則)

この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

別 表

委 員 名 簿		
学識 経験者	篠原 修	東京大学名誉教授、政策研究大学院大学名誉教授
	谷川 章雄	早稲田大学名誉教授
	吉田 ゆり子	東京外国語大学名誉教授
行政職	東京都 水道局 経理部 用地担当課長	
	東京都 水道局 浄水部 事業推進担当課長	
	東京都 水道局 境浄水場長	
	東京都 西部公園緑地事務所 管理課長	
	小平市 地域振興部 文化スポーツ課長	
	小平市 都市開発部 都市計画道路担当課長	
オブザーバー	文化庁 文化財部 記念物課 史跡部門 文化財調査官	
	東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 課長代理（埋蔵文化財担当）	
事務局：東京都 北多摩北部建設事務所 工事第一課		